
第9章

オーストラリアの情報公開法・プライバシー法

ジョン・ミドルトン

1 情報自由法の制定と改正

オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia)^[1] では、1982年に連邦政府に関する情報自由法 (Freedom of Information Act 1982) が制定された。この法律は、ウェストミンスター型の統治システムにおいて国レベルで制定されたはじめての情報公開法として国際的意味を持っている。その後、情報公開という概念は、広く知られるようになり、現在、連邦、オーストラリア首都特別地域およびすべての州が情報公開法を有している。北部準州および各国外領土は、まだ情報公開法を制定していないが、クリスマス島およびココス (キーリング) 諸島の場合、その行政長官に対しては連邦情報自由法が適用され、その市役所に対しては西オーストラリア州情報自由法が適用される。

各州が制定した情報自由法は、連邦の情報自由法とは異なっている点もあるが、一般的には、州政府は、自らが保有する情報を公開する利益がその公開により生じる煩雑さや不都合よりも大きいと判断しているといえよう。

1982年以後、連邦情報自由法は、何度か改正されたが、最も重要な改正は、1991年情報自由改正法によるものである。この改正法は、法律問題および憲法問題に関する上院常任委員会 (Senate Standing Committee on Legal and Constitutional Affairs) による1987年の「情報自由法の実施および運営に関する報告書」(Report on the Operation and Administration of Freedom of Information Legislation) において示された、手続の簡略化および同法のいくつかの条項の運用状況を解明するための勧告を実現しようとしたものである。

オーストラリアの情報公開法については、すでに別稿において論じたことがあり^[2]、また、日本ではかなり知られているので、その概要や運用状況などについてはそれらに譲り、ここでは、最近の改正論議に重点を置くことにしたい。

2 情報自由法に関するオーストラリア法改革委員会・行政審査評議会の1995年の報告

オーストラリア法改革委員会 (Australian Law Reform Commission, ALRC) (以下「法改革委員会」という) は、1994年9月30日から1995年7月14日にかけて、行政審査評議会 (Administrative Review Council, ARC) とともに、連邦情報自由法に関する138の個々の問題点について関心を持つ市民や団体から意見を求め、1995年12月31日に法務総裁に報告している^[4]。同委員会は、この調査のために1994年9月に論点整理ペーパー^[5]を配布し、1995年5月に中間報告書としてそれまでの議論をまとめ、仮勧告を含むディスカッション・ペーパー^[6]を公表した。

連邦情報自由法に関する調査の目的

この調査は、情報自由法がその基本的な目的を満たしているか否かを検討し、目的を満たしていない場合には、その改善のための改正を勧告するものであった。連邦の現行制度の問題点として、適用除外の数および幅、アクセス請求に必要な手数料の高さ、救済方法の質に関する疑問などがし

しばしば指摘されているが、法改革委員会・行政審査評議会が論点整理ペーパーに挙げている138の問題点のうち、最も注目を集めているのは、情報公開の対象を民間部門まで拡張するという提案であった。^[7]それは、すべての個人情報、公共の安全や環境に関する情報、保健・医療カルテ等は、情報公開の対象とするというものであった。

現行の連邦情報自由法の欠陥

法改革委員会・行政審査評議会は、現在の情報公開制度において、情報の請求者が情報自由法を利用するか否かまたは請求の成功率に影響を与える次のような欠陥があると報告書で指摘している。^[8]

- (a) 情報自由法の運用を監督する者または団体が存在しない。
- (b) いくつかの機関におけるカルチャーは、法改革委員会・行政審査評議会がそうあるべきだと考えるようには、開かれた政府 (open government) と情報公開の概念を支持しない。
- (c) 従来の「秘密体制」(secrecy regime) と情報自由法が象徴する新しい公開主義 (openness) の衝突は、まだ解決されていない。
- (d) アクセス請求は、法的争いに展開していくことがありうる。
- (e) 法律利用の手数料がある者にとってはきわめて高いことがありうる。
- (f) 情報自由法の規定は、請求者にとって難解で利用しにくいことがありうる。
- (g) 適用除外に関する規定は、不明確で、機関によって悪用されやすく、また、突出しているため同法の目的を圧倒する傾向がある。
- (h) 情報自由法の有効性を高めるために重要である記録管理に関する規定は、不十分である。
- (i) 現在の救済メカニズムは、改善の余地がある。
- (j) 政府機関の公社化にあたって、同法が適用されるか否かについて不明確である。
- (k) 情報自由法とプライバシー法との相互影響およびそれより生じうる衝突は、まだ十分に取り上げられていない。

法改革委員会・行政審査評議会の勧告

法改革委員会・行政審査評議会の考えでは、理想的情報公開制度において、連邦政府は、政府機関の保有する情報およびそれに対するアクセスについて、系統적かつ明確な政策を持つことが重要である。

法改革委員会・行政審査評議会は、連邦情報自由法の包括的な調査を行った結果、オーストラリアの行政にまだ部分的に残っている秘密主義を払拭するための措置を講じる必要があるという結論に達し、政府の保有する情報に対する市民のアクセス権をより効果的に拡張するために106の勧告を行った。そのさまざまな勧告は、次のようなものを含むものであった。

(1) 情報自由法の目的に関する条項

情報自由法の目的を規定する第3条は、情報公開に対してより積極的な解釈を促進するために、①市民が政府の政策、アカウントビリティ、および決定の過程に参加できるようにすること、②政府の活動を精査し、討論し、批評し、および再調査できるようにすること、ならびに③行政のアカウントビリティを強めることを実現させるアクセス権を規定することであり、その権利のために立法した議会は、オーストラリア国憲法上の代表民主主義の保障を補強する意図を持っていると説明する。^[10]

第3条第1項a号および適用除外による一般アクセス権の制限に関する同条同項b号の言及は削除される。^[11]

第3条は、公務員が収集し、作成する情報は国の資源であることを認め、政府の保有する情報に対する一般アクセス権とは別に、自己の個人情報に対する個人のアクセス権を明示する。^[12]^[13]

情報自由法は、文書が請求者に関する個人情報を含むものであることが、その情報公開の影響を判断し、その請求者に対してアクセスを許すことが公益を図るか否かを決定する際に考慮に入れなければならないことを規定するように改正される。^[14]

(2) 情報自由法、公文書法、およびプライバシー法の関係

情報自由法は、30年前に当たる年月日以降作成されたすべての文書に対

して適用するように改正される^[15]。現行の情報自由法は、文書が請求者自身の個人情報、またはその職業、商業、もしくは財力に関する情報を含む場合を除き、1977年以降作成された文書のみに対するアクセス権を規定している（第12条第2項）。情報自由法と同時に開発された1983年公文書法（Archives Act 1983）は、連邦政府の保有する30年以上前に作成された記録に対するアクセス権を規定しており、特別の場合に限り、それより新しい所定の文書の公開も許している。

情報自由法と1988年プライバシー法（Privacy Act 1988）の適用は、多少重なっているため、その双方のスムーズな実施を確保するためのいくつかの改正が望ましいと考えられている。たとえば、情報自由法は、第18勧告に従って設立される情報公開コミッショナー（FOI Commissioner）が、請求者自身の個人情報に対するアクセス権または訂正請求権に関するガイドラインを配布する前に、プライバシー・コミッショナー（Privacy Commissioner）^[16]に相談することを要求するように改正される。また、第41条は、第三者の個人情報に対する公開に関する情報自由法およびプライバシー法の相互関係を明確にするために改正される。

改正後の第41条は、文書が①個人情報を含むものであり、②その公開がプライバシー法の情報プライバシー第11原則を違反するものであり、さらに③その公開が公益を図らない場合には適用除外となると規定する^[17]。この条は、機関が情報を公開する公益を判断する際に請求者と第三者との特別関係^[18]を考慮に入れることができることも規定する。

情報自由法は、情報公開コミッショナーが第41条の解釈および適用に関するガイドラインを配布する前にプライバシー・コミッショナーに相談^[19]することを要求する。

(3) 情報公開コミッショナーという機関の設立

法改革委員会・行政審査評議会は、情報自由法の運営を監視して改善し、さらに請求者および機関に対して同法の利用、解釈、および運営について助力、アドバイス、教育などを提供するための、制定法に基づく情報公開コミッショナーという機関の設立を勧告した^[20]。

情報公開コミッショナーの職務は、次のような役割を含む。

- ・機関の情報公開活動の監査
- ・情報公開に関する年次報告書の作成
- ・情報公開の請求および決定に関する統計収集
- ・情報自由法に関する宣伝
- ・情報自由法の運営に関するガイドラインの配布
- ・機関に対する情報公開訓練の提供
- ・請求者、機関、または第三者の願いによって、情報公開請求のどの段階でも、それに関する情報、アドバイス、助力などを提供すること
- ・情報自由法に関する立法政策アドバイスの提供^[21]

情報公開コミッショナーは、機関に対してその情報公開運営に関する統計を供給するよう要求し^[22]、機関の保有する情報に対するよりよいアクセス（たとえば、オンライン・アクセス）を供給するために最新の技術を利用するよう奨励する権限を有する。情報自由法の利用方法についてわかりやすい言葉（plain language）で書かれているパンフレットなどは、すべての政府機関および公立図書館に置かれる^[24]。

機関は、文書が適用除外であると主張する場合、請求者に対して理由説明書とともに当該ガイドラインを示さなければならない^[25]。

情報自由法は、機関および行政不服審判所（Administrative Appeals Tribunal）の双方が情報公開コミッショナーの策定するガイドラインを考慮に入れなければならないことを規定するように改正される^[26]。

情報公開コミッショナーの必要性および役割は、5年後行政審査評議会によって再検討される^[27]。

(4) 情報自由法の下アクセス権

「文書」の定義は、それがデータ（data）を含むものであることを明確にするために改正され、情報公開請求を処理するタイムリミットは、3年後、14日間に短縮される^[28]。

情報公開コミッショナーは、機関が発行する理由説明書のクオリティをモニターし、問題のある機関を年次報告書で名指す^[30]。

(5) 適用除外

一般の適用除外については、法改革委員会・行政審査評議会は、情報公開コミッショナーが公益テスト (public interest test) をどのように適用すればよいのかについてガイドラインを配布するように勧告した。^[31] このようなガイドラインは、公益を判断する際に考慮に入れるべき事項および無視すべき事項を明確にする。情報自由法は、ある文書の公開が公益に反するものであるか否かを判断するために、その公開が政府を困惑させる可能性があることは無関係であると規定するために改正される。^[32] 機関は、理由説明書においては、公益テストを適用する際に考慮に入れた事項を明確にしなくてはならなくなる。^[33]

法改革委員会・行政審査評議会は、適用除外に関して、いくつかの具体的な改正も勧告した。たとえば、第35条、第38条、第43A条、第44条、および第47条は廃止され、^[34] 議会部課は情報自由法の対象となる。^[35] 第36条に規定されている適用除外は、「審議過程を明らかにする文書」 (documents revealing deliberative processes) と改称され、さらに統計のみを含むものを除くように改正される。^[36] 第37条は、留置場のセキュリティを害するような情報を含む文書に対して適用するように改正される。^[37]

諜報機関は、従来どおり適用除外とされる。公共事業者 (government business enterprises) を除く、第2附則第I部に規定されているすべての他の機関は、適用除外とされる正当な理由があることを法務総裁に示さなければならなくなる。それを一年以内にしない場合には、同附則から削除される。^[38] 同様に、第2附則第II部に記載されているすべての他の機関は、営利活動に関する文書が適用除外とされる正当な理由があることを一年以内に示さなければならなくなり、それをしない場合には、同附則から削除される。^[39]

(6) 北部準州および国外領土に対する情報自由法の適用

法改革委員会・行政審査評議会は、北部準州が情報自由法を制定する計画がないことについて関心を表したが、北部準州が連邦政府から政治的かつ経済的に独立しているため、連邦情報自由法の適用を北部準州まで拡張

することを勧告するのがまだ早すぎると考えた。しかし、北部準州政府が近い将来にそのような法律を制定しない場合には、連邦政府は、その市民の民主主義的権利を保護するために連邦法の適用を北部準州にまで拡張することを再検討すべきであるとのことであつた。^[40]

同様に、法改革委員会・行政審査評議会は、ノーフォーク島政府が情報自由法を制定する動きがあることを認めたが、そのような法律が近い将来に実際制定されない場合には、連邦政府が連邦法の適用をノーフォーク島まで拡張することを勧めた。^[41]

(7) 手数料

申請者自身の個人情報に対するアクセスは、無料とする。^[42]

それ以外の場合には、機関は、実際に公開した文書のみに対して手数料を課しうる。手数料は、機関が利用すると期待しても無理がない現代的な情報技術および記録管理システムを評価したうえで定められたスケールによって決められる。情報公開コミッショナーは、政府情報長官（Chief Government Information Officer）と相談したうえ、このスケールを開発し、毎年再検討する。^[43]

現在の30ドル（1オーストラリア・ドルを85円にすると、2550円）の申請料は残るが、それ以外の手数料が課される場合、その手数料の一部（頭金）として使われる。^[44] 内部審査のための40ドル（3400円）の手数料は廃止される。^[45]

(8) 救済方法

行政不服審判所は、情報公開に関する決定の外部審査を行う唯一の機関として残し、^[46] 申立人が行政不服審判所による審査を申し立てる前に内部審査を申し立てることは、必要条件とされない。^[47] オンブズマンの権限は変わらない。

(9) 民間部門に対する情報自由法の拡大

法改革委員会・行政審査評議会は、結局、民間部門を情報自由法の対象

にしないように勧告した。^[48]民間部門の特定の分野における特定の情報（たとえば、工業廃物、化学薬品危険などに関する情報）に対するより多くの公開が必要である場合には、政府は、その公開を実現するために、その産業を規制する制定法を改正するか、または新しい法律を立法する。そのような情報は、場合によって、当該の規制機関やその情報を請求した市民に対して公開され、または適当な場合には公的記録簿もしくは他の自動的公開措置によって一般公衆に対して公開される。^[49]

機関は、民間企業が政府に代わってサービスを提供しまたは事務を行う契約を結ぶ場合に、市民の情報アクセス権の規定について適切な措置が講じられるようにする。^[50]

民間企業が政府に代わって市民にサービスを提供しまたは事務を行う契約のために規定する制定法がある場合には、そのサービスの提供または事務の遂行のみに対する情報アクセス権は、多くの場合、その民間企業を情報自由法の対象にすることによって規定される。^[51]

そのような制定法が存在しない場合については、法改革委員会と行政審査評議会の考え方が異なっている。法改革委員会は、契約を結ぶ機関は民間企業の保有する文書がその機関によって保有されているとみなされることを確保する、情報アクセス権保護に最も適当な方法を決定すべきである、と勧告した。^[52]これに対して、行政審査評議会は、契約を結ぶ機関は民間企業の保有する文書がその機関によって保有されているとみなされることを確保することによって、情報アクセス権を一般的に保護すべきである、と勧告した。^[53]

情報公開コミッショナーは、特定の契約または資金に関してはどのような情報公開措置が望ましいかについて機関に対して指導する。そして、コミッショナーは、機関のサービスおよび事務を民間企業に任せる契約、政府に代わって公衆にサービスを供給する民間企業への資金などを監視し、当該情報に対するアクセスのために適当な措置があるか否かについて報告する。^[54]

また、現在プライバシー法の対象とされていない連邦政府機関および民間部門を含むすべての部門における情報プライバシー保護を実現するため

に、全国に及ぶ包括的な法律が制定される^[55]。

(10) 公共企業者に対する情報自由法の拡張

法改革委員会・行政審査評議会は、競争的市場において主に営利的活動をする公共企業者を情報自由法の対象にしないことも勧告した。そのような企業者が現行の情報自由法の対象となっている場合には、それらは、同法の「所定の機関」(prescribed authority)の定義から除かれる。他の公共企業者は、同法の対象となり、その競争的営利活動に関する文書が一般の適用除外とされない(つまり、同法第2附則第II部のなかに「特定の文書に対して適用除外される機関」として挙げられない^[56])。

現行の情報自由法の対象となっているテルストラ(Telstra)という電話公社の扱いについては、法改革委員会と行政審査評議会の考え方が異なっている。法改革委員会の考えでは、テルストラは、競争的市場において主に営利的活動をする他の公共事業者と同じく、情報自由法の対象とされないべきである^[57]。これに対して、行政審査評議会は、電気通信産業のすべてを対象にする他の適切な情報公開規定が設けられるまではテルストラの現状が続くべきであるという意見を述べている^[58]。

(11) 勧告の行方

この調査は、機関の保有する情報へのアクセスを改善するのにどのような重要な意味を持っても、連邦政府は、あくまで法改革委員会・行政審査評議会が勧告するように立法するとは限らない。オーストラリア史をみる限り、政府は、どの党が政権を持っているにせよ、政治的理由で知られたくない情報になるべく公開されないことを条件に、そのような勧告の実行を検討する傾向があるといえる^[59]。

3 伝統的プライバシーの保護

コモンローおよび制定法による保護

オーストラリアでは、包括的プライバシー権(general right of privacy)

は認められていないが、プライバシーはコモンローおよび制定法によって一定の範囲内で保護されている。

コモンローは、トレスパス、信頼違反、ニューサンス、名誉毀損、契約違反、信託違反などの分野において保護を与えている。同様に、制定法は、電気通信傍受、盗聴装置の使用、政府機関の保有する個人情報の公開などのプライバシー侵害を禁じている。

オーストラリアにおけるコモンロー上のプライバシーの権利は、1937年のヴィクトリア・パーク・レーシング・アンド・レクリエーショナル・グラウンズ対テラー事件^[60]で争われた。レーサム首席裁判官 (Chief Justice Latham) は、動機および目的を問わず他人の土地を見渡す無条件の権利を支持する見解を明確に示し、包括的プライバシー権の存在を次のように否定した。

「プライバシーの侵害に対する制限が望ましいとしても、包括的プライバシー権が存在していることを証明する判例は1件も見出せなかった。^[61]」

この判決は、その後におけるプライバシー権の発展を妨げている。

法改革委員会は、1979年に「不公正公表—名誉毀損とプライバシー」(Unfair Publication: Defamation and Privacy) について報告するにあたって、「将来的にオーストラリアの裁判所に、自己の土地をのぞき見されないようにするコモンロー上の権利を肯定するように納得させる試みは、最高裁判所においては、ヴィクトリア・パーク判決が誤審であったという根拠をもってするほかは可能性がない。便宜的な区別 (convenient distinction) をする根拠ははなはだ薄弱である^[62]」という意見を述べた。同委員会は、ヴィクトリア・パーク事件は裁判所が包括的プライバシーの保護を発展させる阻害要因となっているため、そのような保護は、もしそれが望ましいと考えられるのであれば、立法で実現する以外に方法はないという結論に達した。^[63]

同委員会の委員長を務め、現在オーストラリア最高裁判所裁判官として活躍しているマイケル・カービー氏 (Mr. Justice Michael Kirby) は、1993年に、ニュー・サウス・ウェールズ州上訴院裁判所長官として別の事件で

判決を言い渡す際に、オーストラリアが締約国となっている市民的および政治的権利に関する国際規約の第17条第1項によってプライバシー権が認められているため、法律があいまいである場合には、裁判所は、プライバシー^[64]の概念を考慮に入れることができると示唆した。

州のプライバシー委員会

ニュー・サウス・ウェールズ州は、プライバシー保護のために法を制定するという点では、オーストラリアの6州のうち、最も進歩的であるといってもよからう。同州においては、プライバシー委員会が、1974年の行政命令 (executive order) および1975年プライバシー委員会法 (Privacy Committee Act 1975) に基づいて設立され、プライバシー侵害に対する苦情申立ての調停、法および行政の改革の勧告、調査・教育などの重要な職務を果たしている^[65]。

クィーンズランド州は、1984年にプライバシー委員会を設立したが、同委員会は、それがモデルとしているニュー・サウス・ウェールズ州の委員会ほど活動的でなく、結局委員会を設立する法律の中のサンセット条項が適用され、1991年6月に活動に終止符が打たれた^[66]。

南オーストラリア州においても、プライバシー委員会が1989年に政府布告によって設立されている。

個別法によるプライバシー保護

伝統的なプライバシーは、後述する1988年プライバシー法以外のさまざまな法律によって保護されてきているといえる。そのうちのいくつかを例示的にみることにする。

盗聴装置によるプライバシー侵害については、各州、オーストラリア首都特別地域、および北部準州は、制定法によって盗聴装置の使用および盗聴装置の使用によって公表者が知り得た私的会話の内容の公表を規制している^[67]。たとえば、ニュー・サウス・ウェールズ州においては、以下のいずれかの目的で盗聴装置を使用することが禁じられている。

- ①盗聴装置の使用が当事者でない私的会話を録音または盗聴する目的。

②会話の主たる当事者が盗聴装置の使用を承諾する場合を除き、盗聴装置の使用者が当事者である私的会話を録音する目的。^[68]

連邦制定法は、コミュニケーションを交わしている者が気付かないうちに電気通信システムを通じて伝えられている通信を傍受（すなわち、盗聴または録音）することおよびその情報を公表または利用することを禁じている。^[69]

情報公開に関する法律は、連邦および州の双方のレベルにおいて、個人の私事に関連する情報の保護を規定している。たとえば、連邦の1982年情報自由法第41条第1項およびヴィクトリア州の1982年情報自由法第33条第1項は、ある文書の公開が何人（死者を含む）のものであれ私事に関する情報の不合理な公開となる場合には、その文書が公開されないことを規定している。

前科者のプライバシーも、連邦の1914年刑事法（Crimes Act 1914）の第7C章に基づく刑の消滅制度（Spent Convictions Scheme）によって保護されている。この制度のもとでは、刑の宣告から10年（少年の場合は5年）が経過した後は前科者はそれに言及する必要がなく、またそのことに関する情報がみだりに公開または利用されない旨が規定されている。

このような伝統的なプライバシー権ではなく、むしろ現代的プライバシー権を保護することを目的としているのは、1988年プライバシー法およびその法律の範囲を大幅に拡大した改正法である。この改正法は、納税者番号情報が税務関係の目的のためにのみ収集されおよび利用されることならびに個人信用情報が正確に管理され、個人プライバシーが侵害されないことを確保するものである。^[70] 以下、この法律をみることにする。

4 連邦のプライバシー法

プライバシー法の目的と適用範囲

1988年プライバシー法は、私生活、家族、住居、または通信が故意にまたは不法に干渉されない個人の権利を実現するために必要な立法措置をとるという、市民のおよび政治的権利に関する国際規約の締約国としての

オーストラリアの義務、ならびに、国内法を制定するにあたってプライバシーおよび個人の自由に関する OECD ガイドラインを考慮に入れるとの約束に従って、個人のプライバシーを保護するという明示の目的のために、制定された。この法律は、1989年1月1日に施行された。

プライバシー法は、プライバシー一般の保護ではなく、個人情報の保護のみを規定しているため、「プライバシー法」というのは、誤解を招くような名称であるといえる。改正されたプライバシー法は、連邦政府のすべての機関が個人情報を収集、保管および利用するにあたって守らなければならない、プライバシーの厳格な保護装置を規定している。この法律は、納税者番号情報および信用報告に関連する情報を除き、州および地方レベルの政府機関ならびに民間企業には適用されない。

この法律は、同法に基づく個人のプライバシーの侵害にあたる行為または取扱いを明記している。これらには、政府機関による個人情報に関する情報プライバシー原則違反、納税者番号情報受領者による個人納税者番号情報に関するガイドライン違反、個人納税者番号公開の無断請求、および信用報告機関 (credit reporting agency) またはクレジット供与者 (credit provider) による個人情報に関する信用報告違反が含まれる (第13条)。

また、この法律は、プライバシー・コミッショナーという独立した機関を設けた。プライバシー侵害に関するコミッショナーの一般的な職務は、第27条に規定されている。納税者番号情報の収集、保管、利用、およびセキュリティに関するガイドラインの実施の確保ならびに信用報告に関するコミッショナーの職務は、それぞれ第28条および第28A条に規定されている。

情報プライバシー原則

機関は、この法律の第14条に列挙されている11の情報プライバシー原則に違反する行為をなすことを禁止されている (第16条)。ここでいう「機関」(agency) には、連邦政府の大臣、省庁、さまざまな他の機関、審判所、裁判所、およびオーストラリア連邦警察が含まれる (第6条第1項)。しかし、機関が原則を守る公益よりその行為または取扱いをなす公益が相

当に勝る場合には、プライバシー・コミッショナーは、当該機関に対して一つ以上の原則を遵守しないことを許可することができる（第72条）。

11の原則は、以下のように要約できる。

(1) 第1原則・個人情報収集の方法および目的

個人情報とは、収集者の職務または活動に直接に関連した目的のために、記録または一般的に入手できる刊行物に含めるために収集されることができ、さらに不法または不公正な方法によって収集されてはならない。

(2) 第2原則・当該個人からの個人情報の勧誘

情報収集者は、記録または一般的に入手できる刊行物に含めるために情報を収集する場合および情報が当該個人から収集者によって勧誘される場合には、情報の提供者が当該情報の収集の目的、および可能性のあるあらゆる情報受領者を識別し、ならびにその情報収集が法律によって許可され、または要求されている場合、それがそのように許可または要求されていることを認識することを確保するために合理的な措置を講じなければならない。

(3) 第3原則・個人情報の勧誘一般

情報収集者は、記録または一般的に入手できる発行物に含めるために情報を収集する場合および情報が当該個人から収集者によって勧誘される場合には、収集される情報が収集目的に関連したものであり、その内容が古くならないように維持し、およびその情報収集が当該個人の私事を不合理に侵害しないことを確保するために合理的な措置を講じなければならない。

(4) 第4原則・個人情報の保管およびセキュリティ

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、当該個人情報、滅失、無権限アクセス、利用、変更、もしくは公開、またはその他の誤用に対して、当該状況下においてとるべきあらゆる合理的なセキュリティのための措置によって保護されるよう確保しなければならない。

(5) 第5原則・記録保管者に保管される記録に関する情報

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、文書アクセスに関する連邦の法律によって拒否することが要求されまたは認められている場合を除き、記録保管者がその記録を保有または管理しているか否か、さらに保有または管理している場合には、その情報の性質、その主な利用目的、およびアクセス請求の方法を第三者が確かめられるように合理的な措置を講じなければならない。記録保管者は、保管する情報に関する一定の情報を含む記録をも保持しなければならない。

(6) 第6原則・個人情報を含む記録へのアクセス

記録保管者が個人情報を含む記録を保有または管理する場合には、当該情報にかかわる個人は、記録保管者が文書アクセスに関する連邦の法律によって拒否することを要求されまたは認められている場合を除き、その記録へのアクセス権を有する。

(7) 第7原則・個人情報を含む記録の訂正

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、当該記録が、正確であり、かつ、その情報の収集目的を考慮したうえで、適切、最新、完全、および誤解を招くようなものでないよう確保しなければならない。記録保管者が当該個人の請求に従った記録訂正の許可を欲しない場合であって、当該個人が望むときには、その個人の提出する訂正等の文言を記録に付さなければならない。

(8) 第8原則・記録保管者による個人情報利用前における正確性等の確認

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、その情報の利用目的を考慮したうえで、その情報が正確、完全、および最新のものであるように確保するために合理的な措置を講ずることなくこれを利用してはならない。

(9) 第9原則・適切な目的のためのみの個人情報の利用

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、その情報を、適切な目的のためにのみ利用することができる。

(10) 第10原則・個人情報の利用に対する制限

特定の目的のために収集された個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、その情報を他の目的のために利用してはならない。

(a) 当該個人が、その情報を他の目的のために利用することに同意している場合。

(b) 記録保管者が、その情報を他の目的のために利用することが、当該個人または第三者の生命または健康に対する重大または緊急の危険を防止しまたは減ずるために必要であると、合理的な理由をもって信じる場合。

(c) その情報を他の目的のために利用することが、法律によって要求されまたは認められている場合。

(d) その情報を他の目的のために利用することが、刑法もしくは罰金を科する法律の執行または公的収入の保護のために合理的に必要とされる場合。

(e) その情報が利用される目的が、それが収集された目的に直接に関連している場合。

(11) 第11原則・個人情報公開に対する制限

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、その情報を当該個人以外の個人、団体、または機関に公開してはならない。

(a) 当該個人が、その種類の情報が通常、その個人、団体、または機関に公開されていることを、認識していた合理的な可能性があり、または第2原則によって認識していた場合。

(b) 当該個人が、その公開に同意している場合。

(c) 記録保管者が、その公開が、当該個人または第三者の生命または健康に対する重大または緊急の危険を防止しまたは減ずるために必要であると合理的な理由をもって信じる場合。

(d) その公開が、法律によって要求されまたは認められている場合。

(e) その公開が、刑法もしくは罰金を科する法律の執行または公的收入の保護のために合理的に必要とされる場合。

当原則のもとで個人情報の公開を受ける個人、団体、または機関は、その情報を得た目的以外の目的のために当該情報を利用または公開してはならない。

納税者番号に関するガイドライン

納税者番号 (Tax File Number) とは、所得税申告書を提出する個人および法人を識別するために、オーストラリア国税庁によって発行される 9 桁の番号である。この番号の無断公開は、連邦法によって禁止されている。

プライバシー・コミッショナーは、第17条に従い、納税者番号情報の収集、保管、利用、およびセキュリティに関する暫定ガイドライン (Interim Guidelines Concerning the Collection, Storage, Use and Security of Tax File Number Information) を発布している。このガイドラインは、現行法の附則第2に定められており、国民身分証明制度 (national identification system) および認められる態様による場合を除き、個人情報のマッチングの方法として利用することを明確に禁止している。

納税番号情報の受領者がこのガイドラインに違反する行為をなすことは、禁止されている (第18条)。ガイドライン違反は、個人のプライバシーの侵害にあたり、当該個人に対して、コミッショナーへ苦情を申し立てる権利および賠償を請求する権利を付与する。

5 信用報告機関へのプライバシー法の適用

1988年プライバシー法は、これまでみてきたように、連邦の機関を対象

にするものであったが、1990年プライバシー法改正法 (Privacy Amendment Act 1990) が制定され、信用報告 (credit reporting) にもプライバシー法が適用されるようになった。改正法は、1991年9月24日に施行された。

消費者信用報告機関 (credit reporting agency) は、第18A条に従って発布される信用報告行為基準 (Credit Reporting Code of Conduct) および第3A章 (第18C条～第18V条) に主として列挙されている詳細かつ複雑な規定の適用を受けるようになった。信用報告機関またはクレジット供与者は、行為基準に違反することを禁止されている (第18B条)。

信用報告機関にとって重要な意味を持つ信用報告行為基準は、1991年9月24日に施行されるとされたが、1990年プライバシー改正法第25条 (1991年立法改正法によって挿入された) により1992年2月25日以前には行為基準違反にはならないこととされた。

1990年改正法は、信用報告機関によって保管される「信用情報ファイル」 (credit information files) の中にある消費者信用情報およびそのファイルの中にある情報に基づく「信用報告」の収集、利用、および公開を規制しようとするものである。消費者に関連しない信用情報の保護は扱われていない。

信用報告機関は、個人の信用情報ファイルに個人を識別するために合理的に必要な場合を除き、個人情報を含めてはならず、また、(a) 政治的、社会的または宗教的な信条または所属、(b) 前科、(c) 病歴または身体障害、(d) 人種、民族または国籍、(e) 性的嗜好または行動、(f) 生活、性格または名誉のいずれも個人信用情報ファイルに含めてはならないとされている (第18E条第1項および第2項)。

また、クレジット供与者は、(a) 信用報告機関が第18E条第1項により個人のクレジット情報に含めることを禁止される場合、(b) クレジット供与者がその情報が正確であると信じる合理的な理由がない場合、(c) その情報を収集するにあたってそれが信用報告機関に提供される可能性があることを当該個人に通知しなかった場合のいずれかに該当するならば、当該個人に関する個人情報を信用報告機関に付与してはならない (第18E条第

8項)。

自己情報へのアクセス権などについては、信用報告機関およびクレジット供与者は、自らが保管する信用情報ファイルおよび報告書へのアクセスおよび訂正を請求する権利を個人が行使することができるようにするための合理的な措置を講じなければならない(第18H条および第18J条)。

さらに、信用報告機関の情報保有期間に対する制限(第18F条)、信用報告機関およびクレジット供与者が、情報が最新、正確、完全であり、また誤解を招かないように確保するために合理的な措置を講じなければならないこと(第18G条)、クレジット供与者が、信用報告書にある情報に基づいて融資を拒絶する場合には、当該個人に書面による通知を与えなければならないこと(第18M条)などに関する規定もある。

クレジット供与者に対しては、信用報告機関の保有する情報へのアクセスおよび利用について、厳格な要件が規定されており、その違反に対して、相当な刑罰が科されうる。たとえば、クレジット供与者は、故意または重過失によって情報を提供する場合には、15万ドル(1275万円)以下の罰金が科されうる(第18N条第2項)。不正または誤解を招くような信用報告をすること、信用情報ファイルまたは信用報告への無権限のアクセス、および詐欺による信用情報ファイルまたは信用報告へのアクセスも、禁止されている(第18R条～第18T条)。

6 プライバシー・コミッショナー

プライバシー・コミッショナーへの苦情申立て

1988年プライバシー法は、人権・平等機会コミッション(Human Rights and Equal Opportunity Commission)の一部となるプライバシー・コミッショナーの任命を規定している(第19条)。プライバシー・コミッショナーは、連邦総督(Governor-General)によって最長7年間任命されるが、その再任命は可能である(第20条第1項)。ちなみに、メルボルン大学法学部教授のケヴィン・オコナー(Kevin O'Connor)氏がプライバシー・コミッショナーに任命されている。

個人は、自己のプライバシーを侵害するような行為または取扱いについて、プライバシー・コミッショナーへ苦情を申し立てることができる（第36条）。

プライバシー・コミッショナーは、連邦の機関、納税者番号情報受領者、信用報告機関、またはクレジット供与者による、情報プライバシー原則違反、納税者番号に関するガイドライン違反、納税者番号公開の無許可の請求もしくは要求、または信用報告違反に該当するような行為または取扱いを調査し、さらに適当な場合には、調停による和解を求める権限を有している（第27条第1項a号、第28条第1項b号およびc号、ならびに第28A条第1項b号）。調停によって苦情申立てを処理することができない場合には、コミッショナーは、苦情申立てを正式に審理しなければならない。

コミッショナーは、機関が行為を繰り返してなし、もしくは継続してなしはならないと宣告し、または損失もしくは損害を救済するために合理的な措置を講じるべきであると宣告することができる（第55条）。そのような裁定は、オーストラリア連邦裁判所によって強制執行されうる（第59条）。

さらに、コミッショナーは、原則違反から生じた損害に対する賠償を認める裁定を下すことができる（第52条第1項b号）。認められる賠償額には、制限がない。賠償を認める裁定は、行政不服審判所によって審査されうる（第58条）。

1993年度に受理された苦情申立て

1993年7月1日から1994年6月30日までの期間（以下「1993年度」という）に、プライバシー・コミッショナーは、751件の文書による問い合わせ・苦情申立て^[72]を受理した。このうち、143件は、プライバシー侵害に当たる可能性があるものとして、第36条に従って苦情申立てとして正式に受理された。

正式に受理された143件の苦情申立てのうち、81件は情報プライバシー原則違反、55件は信用報告違反、6件は納税者番号ガイドライン違反、1件は前科情報の無断公開を主張するものであった。情報マッチングに関する^[73]

る正式苦情申立ては1件もなかったが、プライバシー・ホットラインには、個人情報マッチングのための納税者番号の正当な（合法的）利用に関する苦情の電話が多かった。

1993年度に処理された苦情申立て

1993年度においては、プライバシー・コミッショナーは、250件の苦情申立てを処理した（closed）が、これは、苦情申立てを迅速に審査するというコミッショナーの希望を反映しており、前年度に比べて大した増加で^[74]あった。

審査された苦情申立ての大半は、個人情報の収集もしくは公開（情報プライバシー原則第3原則・第11原則）、消費者信用報告機関の保有する情報へのアクセスもしくはその正確性、または債権者（credit provider）による個人信用情報公開に関連するものであ^[75]った。

250件の苦情申立ての処理理由（reasons for closure）は、次のとおりであ^[76]った。

被告はすでに苦情申立てを適当に処理している 99件

苦情申立人に対するプライバシー侵害の証拠がない 97件

苦情申立人はすでに苦情申立てを撤回しているか、またはその連絡先は不明となっている 48件

苦情申立ては他の機関へ移送された 4件

苦情申立ての決定 2件

被告がすでに苦情申立てを適当に処理しているという理由で苦情申立てが処理されたすべての場合には、コミッショナーのスタッフは、苦情申立人の意見を考慮に入れながら、苦情申立ての解決を被告と交渉した。^[77]

救済方法は、多くの場合、苦情申立人に対して謝罪するとともに、将来プライバシー法を違反するリスクを最小限にするための対策（スタッフ研修を含む）を講じることであった。数事件においては、個人情報記録の訂正、それに対するセキュリティの改善、苦情申立人への損失または被害（苦痛や困惑を含む）のための賠償支払いなどの明確な措置が講じら^[78]れた。

数債権者は、個人に対して、信用報告に関する同法の規定の違反から生

じた苦痛および困惑のための任意補償金を支払った。^[79]

1 プライバシー教育・促進・相談に関するプライバシー・コミッショナーの活動

プライバシー・コミッショナーは、個人情報プライバシーに影響を与えるような社会現象をモニターし、社会におけるプライバシー意識を深めようとしている。

コミッショナーは、一般市民および特定のグループを対象にプライバシーに関する調査を行ったり、政策部および研修部と密接な関係を持つホットライン・サービスによって市民の相談に応じたり、プライバシー諮問委員会 (Privacy Advisory Committee) の構成員となっているさまざまなグループの代表者と相談したりすることによって、市民のプライバシー・ニーズに関する相談を行っている。連邦のプライバシー・コミッションは、定期的にニュー・サウス・ウェールズ州および南オーストラリア州のプライバシー委員会ならびにニュージーランドのプライバシー・コミッショナーとも面会している。

コミッショナーは、プライバシー法の実施に関する年次報告書を公表する以外に、プライバシー問題に関する多くの報告書、ガイドライン、論文などを発行している。^[80]

コミッショナーのスタッフは、フリーダイヤルのホットライン・サービスによってプライバシー法に関する情報を市民に提供し、ときには正式審査のための苦情申立ての助力をする。1993年度においては、このホットラインに1万4266件の問い合わせがあったが、これらを内容別に分けると、次のようになる。^[81]

情報プライバシー原則について	1667件 (11.7%)
信用報告について	6264件 (43.9%)
納税者番号について	429件 (3.0%)
前科情報について	469件 (3.3%)
情報マッチングについて	431件 (3.0%)

一般プライバシー（管轄権外）について 2451件（17.2%）

プライバシー・ガイドラインへの任意応諾について 247件
（1.7%）

コミッショナーの管轄権外の問題について 2308件（16.2%）

このうち、問い合わせの80%は個人によるものであり、14%は債権者、弁護士、または他の民間団体によるものであった。わずかの3%は、連邦政府公務員によるものであった。このような公務員は、ホットラインへかけずに、プライバシー・コミッションの特定の職員に直接に相談する省庁内プライバシー連絡官（Privacy Contact Officers）に頼っているようである。^[82]

このサービスを利用する個人は、プライバシー・コミッショナーの役割について誤解している傾向があり、とくに州政府機関に関する苦情申立てに関するその限定された管轄権範囲についてしばしば不満を表明する。^[83]

8 個人情報保護に関する民間企業の考え方

1995年初めに、オーストラリアの民間部門の企業を対象に行われたモナシュ大学の予備調査によると、金融、保険、および電気通信の業界の従業員および顧客が情報プライバシーについて心配しているという、同業界における意識が高かった。^[84] それにもかかわらず、同じ業界においても、収集される個人情報の取扱いに関する態度および行動には大きな矛盾があることも明らかになった。そのうえ、調査された業界の行動は、とくに次のように OECD ガイドラインを違反することがある。^[85]

(1) 情報収集の目的を明記する点での怠慢

企業・団体のたった三分の二は、いつも情報収集の目的を当該従業員または顧客に通知した。

(2) 他の目的のための情報の公開または利用

企業・団体の半分近くは、個人情報のことをその企業・組織が希望した

とおり他の目的のために自由に利用できる自分のものと考えていた。企業・団体の大半は、その企業・団体内において個人情報が一般にアクセスされうるようにしていた。企業・団体のほとんどは、法律上の義務があり、または（さらに）個人の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者に公開しないことにしていた。

(3) 包括的情報セキュリティのための措置を講じる点での怠慢

企業・団体の2割以上は、正式の情報セキュリティ政策を欠いていた。それぞれのセキュリティのための対策は、大きな差異があった。企業・団体の大半は、無断アクセスを予防したが、その少数のみは、個人情報の暗号化を行っていた。

(4) 個人に対して自分の個人情報をアクセスし、その訂正または削除を請求させるための措置を講じる点での怠慢

企業・団体の2割以上は、同企業・団体の保管する自分の個人情報への顧客のアクセスのための手続を欠いていた。8割以上は、情報訂正請求のための措置を講じていたが、情報削除請求のための措置を講じていたのは、6割ほどでしかなかった。

(5) アカウンタビリティの不足

企業・団体の大半は、個人情報保護を担当するスタッフがなかった。企業・団体の四分の一以上は、個人情報の収集、利用、および公開に関するスタッフ研修を一切行っていなかった。

この調査の報告者は、これらの業界における個人情報に関するプライバシー保護は、その態度およびアプローチが一致していないため、大きな心配であるという結論に達した。^[86]これは、保険会社および他の金融機関が個人情報を正当に利用することをオーストラリア国民によって最も信用されていないグループの1つであるという、プライバシー・コミッショナーが^[87]1994年に行った調査の結果と一致しているとのことである。^[88]

9 プライバシー保護の現状に関するプライバシー・ コミッショナーの考え方

プライバシー・コミッショナーは、1993年度年次報告書において、プライバシー保護の現状について次のように述べている。

「プライバシーがプライバシー法の範囲より広く保護されることを要求する声は高まりつつある。この一年間に、国民は、たとえば電気通信プライバシーならびにダイレクト・マーケティング、遺伝子検査、監視、および電気通信と情報とのテクノロジーの混合において利用され、公開される個人情報のプライバシーに関心を抱いている。より広い、またはより効果的な保護を求めるプレッシャーは、国際的なおよび国内の発達からきている。[中略]

オーストラリアは、一致した、拘束力ある、かつ包括的なプライバシー保護のために立法する点では、多くの外国ほど進んでいないにもかかわらず、この国におけるプライバシー諸問題に関する議論は外国におけるのと歩調を整えている。われわれが新しい技術を抱き、国際的な傾向に乗ってネットワークに入るスピードおよび熱心を考えると、これは、望ましくかつ適当である。

求められるプライバシー水準は、[オーストラリアの] プライバシー法およびプライバシーに関する外国の制定法に規定されるプライバシー原則に反映しているものと同様である。それにもかかわらず、改善されたプライバシー保護のための要求への対応は、それをこの枠組みを基盤に設けず、今まで断片的である。医療、金融、保険、ダイレクト・マーケティング、および電気通信の業界は、それぞれ個々の行動綱領および規制機構を設けており、州レベルにおいては未だにプライバシーに関する制定法は施行されていない。しかし、私は、プライバシー・コミッショナーとして、個人情報を集中的に利用する業界に属するオーストラリアの企業は全国的な一致したかつ一様の対応を求めているという印象を受けている。私が数年にわたって委託したいくつかの全国調査も、個

人が政府にプライバシー保護のために立法してもらいたがっていることを矛盾なく明らかにしている。

各政府が全国的に一致した情報保護法を立法することに言質を与えない限り、すべてのオーストラリア人は同じプライバシーの権利を有することはありそうもない。今こそ、連邦政府はこの問題に関して率先すべき時期である。^[89]」

10 おわりに

情報公開については、前述のように、連邦政府が最初に情報公開制度を確立し、その制度を改善するために、情報自由法も改正されてきている。政府機関も、アクセス請求をできる限り迅速かつ安価に処理するために、絶えずその手続を改訂している。

ヴィクトリア州は、連邦の例を参考に、1983年にオーストラリアの州レベルとしてははじめて情報自由法を制定した。その後、他州およびオーストラリア首都特別地域は、連邦およびヴィクトリア州の経験を検討し、政府の保有する情報へのアクセスを求める公衆の権利の拡張および不完全、不正確、古くまたは誤解を招くような個人情報記録の訂正の重要性を認識し、ここ数年の間に、独自の情報自由法を制定している。

その結果、情報公開は、前述のように、オーストラリアにおいて制度化されている。これは、社会全体にとって非常に重要な意味を持つものであるので、連邦政府をはじめ、各州およびオーストラリア首都特別地域の政府も、法改革委員会・行政審査評議会が報告したすべての勧告を真剣に考慮し、よりよい情報公開制度の実現のために努力する必要がある。

一方、プライバシーについては、包括的プライバシー権は認められていないが、プライバシーはコモンローおよび制定法によって一定の範囲内で保護されている。

プライバシー法は、まだ発展段階にあり、これからプライバシー保護が全国的に統一されるように、制定法によってより包括的な保護を確立し、各法域の間で法をより同質化する必要があることは明らかである。

オーストラリア全土において省庁および政府機関によって保管される個人情報に関するプライバシーを保護する重要性を考慮して、各州、オーストラリア首都特別地域、および北部準州は、連邦の先例を参考に、情報保護のための法を制定すべきである。連邦のプライバシー法は、そうした目的を達成する際の一つのよいモデルとして役立つであろう。

また、公的部門および民間部門の双方においてよりよい情報保護を図るために、信用情報を取り扱う事業者以外の民間事業者も、プライバシー保護の重要性を認識し、自らガイドラインまたは行為基準を策定する必要がある。

さらに、プライバシー保護については、民間部門を対象とする総合的な法律の制定が具体化してきている。その動きを注視しなければならない。

[1] オーストラリアは、連邦制で、6つの州、オーストラリア首都特別地域、北部準州および7つの国外領土からなっている。国外領土のうち、一般市民が住んでいるのは、ノーフォーク島、ココス（キーリング）諸島、およびクリスマス島の3領土のみである（オーストラリア南極地域の研究所および珊瑚海諸島の測候所を除くと、他の国外領土は、無人である）。

[2] 拙稿「オーストラリアの連邦情報自由法」堀部政男編『情報公開・個人情報保護』（ジュリスト増刊・1994年）。オーストラリアでは、行政法等の文献でかなり論じられている。たとえば、次の文献参照。

Margaret Allars, *Introduction to Australian Administrative Law*, Butterworths, Sydney, 1990; Roman Tomasic and Don Fleming, *Australian Administrative Law*, Law Book Company, Sydney, 1991. また、各年の情報自由法の報告書が参考になる。

[3] オーストラリアの情報公開法については、西浦公「カナダ、オーストラリアにおける情報公開立法の動向」『情報公開・プライバシー』（ジュリスト臨時増刊・1981年）155頁以下、堀部政男『情報公開制度（I）—その意義と各国の立法例』（東京都議会議会局・1982年）55頁以下および144頁以下、大山礼子「1982年情報自由法」外国の立法22巻4号（1983年）189頁以下、同「オーストラリア」比較法研究48号（特集・情報公開と個人情報保護）（1986年）102頁以下、角替晃「オーストラリア情報自由法概観—ウェストミンスター型の統治システムと情報公開法制（1）〜（4・完）」自治研究70巻6号（1994年）70頁以下、同巻9号（同年）111頁以下、

同巻12号(同年) 81頁以下、および71巻3号(1995年) 99頁以下等参照。

- [4] Open Government: A Review of the Federal Freedom of Information Act 1982 (Australian Law Reform Commission Report No. 77/Administrative Review Council Report No. 40), Australian Government Publishing Service, Canberra, 1995.
- [5] Freedom of Information Issues Paper 12 (September 1994), Australian Law Reform Commission, Sydney, 1994.
- [6] Freedom of Information Discussion Paper 59 (May 1995), Australian Law Reform Commission, Sydney, 1995.
- [7] 'Proposal to Extend FoI to Private Sector Bodies', (1994) 68, Law Institute Journal, 1190.
- [8] Open Government: A Review of the Federal Freedom of Information Act 1982 (Australian Law Reform Commission Report No. 77/Administrative Review Council Report No. 40), Australian Government Publishing Service, Canberra, 1995, para. 2.12.
- [9] Freedom of Information Discussion Paper 59 (May 1995), Australian Law Reform Commission, Sydney, 1995, para. 1.4.
- [10] Open Government: A Review of the Federal Freedom of Information Act 1982 (Australian Law Reform Commission Report No. 77/Administrative Review Council Report No. 40), Australian Government Publishing Service, Canberra, 1995, Recommendation 1.
- [11] Id., Recommendations 2-3.
- [12] Id., Recommendation 4.
- [13] Id., Recommendation 5.
- [14] Id., Recommendation 6.
- [15] Id., Recommendation 14.
- [16] Id., Recommendation 16.
- [17] Id., Recommendation 59.
- [18] Id., Recommendation 61.
- [19] Id., Recommendation 60.
- [20] Id., Recommendation 18.
- [21] Id., Recommendation 19.
- [22] Id., Recommendation 20.
- [23] Id., Recommendation 24.

- [24] Id., Recommendation 23.
- [25] Id., Recommendation 21.
- [26] Id., Recommendation 22.
- [27] Id., Recommendation 27.
- [28] Id., Recommendation 28.
- [29] Id., Recommendation 31.
- [30] Id., Recommendation 36.
- [31] Id., Recommendation 37.
- [32] Id., Recommendation 38.
- [33] Id., Recommendation 39.
- [34] Id., Recommendations 50, 58, 70-72.
- [35] Id., Recommendation 73.
- [36] Id., Recommendations 51-52.
- [37] Id., Recommendation 54.
- [38] Id., Recommendation 74.
- [39] Id., Recommendation 75.
- [40] Id., para. 11.10.
- [41] Id., para. 11.11.
- [42] Id., Recommendation 87.
- [43] Id., Recommendation 88.
- [44] Id., Recommendation 89.
- [45] Id., Recommendation 92.
- [46] Id., Recommendation 84.
- [47] Id., Recommendation 83.
- [48] Id., Recommendation 97.
- [49] Id., Recommendation 98.
- [50] Id., Recommendation 99.
- [51] Id., Recommendation 100.
- [52] Id., Recommendation 101A.
- [53] Id., Recommendation 101B.
- [54] Id., Recommendation 102.
- [55] Id., Recommendation 103.
- [56] Id., Recommendation 105.
- [57] Id., Recommendation 106A.

- [58] Id., Recommendation 106B.
- [59] 'Major Review of FoI', (1994) 68, Law Institute Journal, 964.
- [60] Victoria Park and Recreational Grounds Co. Ltd v. Taylor (1937) 58 C.L.R. 479.
- [61] Id. at 496.
- [62] Australian Law Reform Commission, Unfair Publication: Defamation and Privacy (ALRC Report No. 11), Australian Government Publishing Service, Canberra, 1979, para. 216.
- [63] Id., para. 223.
- [64] Carrol v. Attorney-General for NSW, unreported judgment of the Supreme Court of New South Wales, October 1993, p. 21.
- [65] Mark Armstrong and David Lindsay, 'Access to Information' in Mark Armstrong, David Lindsay and Ray Watterson, Media Law in Australia (3rd ed.), Oxford University Press, Melbourne, 1995, p. 206.
- [66] Greg Tucker, 'Frontiers of Information Privacy in Australia', 3 Journal of Law and Information Science, 63 (1992).
- [67] Listening Devices Act 1984 (NSW); Invasion of Privacy Act 1971 (Qld); Listening Devices Act 1972 (SA); Listening Devices Act 1991 (Tas.); Listening Devices Act 1969 (Vic.); Listening Devices Act 1978 (WA); Listening Devices Act 1992 (ACT); Listening Devices Act 1990 (NT).
- [68] Listening Devices Act 1984 (NSW), s. 5.
- [69] Telecommunications (Interception) Act 1979 (Cth), ss. 6 (1), 7 (1) (a).
- [70] オーストラリアにおける個人情報保護については、次のような文献がある。

Gordon Hughes, Data Protection in Australia, Law Book Company, Sydney, 1992; Greg Tucker, Information Privacy Law in Australia, Longman Professional, Melbourne, 1992; Greg Tucker, 'Vale Tournier-Salve Privacy Act', (1993) 21, Australian Business Law Review, 290.

実務的には、Privacy Commissioner, Federal Privacy Handbook: A Guide to Federal Privacy Law and Practice, First Release 1992; Second Release 1993 が参考になる。

日本語の文献としては、全国青年税理士連盟『オーストラリアの納税者番号制と納税者の権利』(1993年) 等がある。

- [71] プライバシー法第34条および第35条は、連邦の1982年情報自由法とプライバシー法の調整について規定している。コミッショナーは、情報自由法の定義する

「適用除外文書」に該当するような文書の内容を公開することができない（第34条第2項）。

[72] Privacy Commissioner, Sixth Annual Report on the Operation of the Privacy Act, Australian Government Publishing Service, Canberra, 1994, p. 55.

[73] Id., p. 56.

[74] Ibid.

[75] Ibid.

[76] Id., Table 2.

[77] Id., p. 56

[78] Id., p. 57.

[79] Ibid.

[80] プライバシー・コミッショナーは、最近、次のようなものを発行している。

Covert Optical Surveillance in Commonwealth Administration—Guidelines (February 1992).

Private Lives?—An Initial Investigation of Privacy and Disability Issues (August 1993).

Report of the Privacy and HIV/AIDS Working Party (August 1992).

Aspects of Privacy in Medical Research (June 1995).

Privacy Implications of New Communications Networks and Services (Information Paper No. 1, August 1994).

Profiling and Privacy (Information Paper No. 2, April 1995).

Community Attitudes to Privacy (Information Paper No. 3, August 1995).

Medicare and Pharmaceutical Benefits Programs Privacy Guidelines 1994.

Outsourcing and Privacy—Advice for Commonwealth Agencies Considering Contracting Out (Outsourcing) Information Technology and Other Functions (Privacy Guidelines and Advice, August 1994).

Plain English Guidelines to Information Privacy Principles 1-3—Advice to Agencies About Collecting Personal Information (Privacy Guidelines and Advice, October 1994).

Maeve McDonagh, Privacy of Personal Information in the Public Sector (Privacy Monograph Series, April 1995).

[81] Id., p.98.

[82] Id., p.97.

[83] Ibid.

- [84] Jennifer Boykett, Hugh O'Reilly and Greg Tucker, Research Report: Privacy is Your Business, Syme Business School—Frankston, Monash University, January 1996.
- [85] Id., p. 29.
- [86] Ibid.
- [87] Community Attitudes to Privacy (Privacy Commissioner Information Paper No. 3), Human Rights and Equal Opportunity Commission, Sydney, August 1995.
- [88] Id., p. 12.
- [89] Privacy Commissioner, Sixth Annual Report on the Operation of the Privacy Act, Australian Government Publishing Service, Canberra, 1994, pp. 4-5.

〈付記〉

本稿は、拙稿「オーストラリアの連邦情報自由法」および同「オーストラリアのプライバシー法」堀部政男編『情報公開・個人情報保護』（ジュリスト増刊・1994年）に新しいデータ等を追加して大幅に改稿したものである。